



令和 8 年度

障害者学習支援事業

障害のある方へ、学習活動のきっかけとして
学習活動に対する講師を派遣する制度です。

1



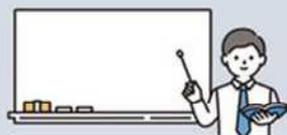
学習計画（日時や講師の選定、会場予約）を立てたのち、申請書を提出します。

2



書類の審査後、教育委員会から講師派遣決定通知書を申請者に郵送します。

3



申請内容に基づき
講師が申請者に指導します。

4



学習終了後、学習者が実施報告書を提出します。その後、教育委員会が講師に謝礼を支払います。

申請・問い合わせ先

〒124-8555 葛飾区立石5-13-1
葛飾区教育委員会事務局 生涯学習課 学び支援係
☎ 03 (5654) 8512

対象となる方

葛飾区に在住し、身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳のうちいずれかを所持する方（在学中の方を除く）

対象となる学習

- ・令和9年3月31日までに実施する学習
- ・学習の日時、学習内容、講師、会場が決まっている学習
- ・特定の政治団体及び宗教団体を支持するための学習でないこと
- ・申請者と同居している者を講師とした学習でないこと

実施回数・時間・期間

- ・1回につき最大2時間まで
- ・1か年につき最大8回まで
- ・1個人につき連続2年まで
- ・先着4名

教育委員会の支援

- ・学習に対する講師謝礼として、教育委員会で定めた金額をお支払いします。
- ・1時間当たり5,000円
- ・1回につき上限10,000円

申請方法

学習日の1か月前までに、1～2いずれかの方法でお申し込みください。

1 右側のQRコードから、オンライン申請でお申し込みください。



4月1日以降、このQRコードから、申し込みページにアクセスできます。

2 以下の書類を揃え、生涯学習課に郵送またはご持参ください。

- 障害者学習支援事業申請書
- 障害者学習支援事業 学習計画
- 障害者手帳のコピー



葛飾区ホームページの障害者学習支援事業のページは、このQRコードからもアクセスできます。

※「障害者学習支援事業申請書」「障害者学習支援事業 学習計画」は葛飾区ホームページからもダウンロードできます。

申請受付開始日：令和8年4月1日

申請前にご確認ください

- 学習時間は講師から指導を受ける時間を書いてください。
- 講師謝礼は原則、講師の個人口座に支払います。
- 学習会の決定後、**決定内容に変更**が生じた場合は、**障害者学習支援事業変更申請書**の提出が必要となります。
- 申請内容が当制度の趣旨に沿っているかを確認するため、必要に応じて調査をさせていただく場合があります。あらかじめご了承ください。